

平成30年6月15日

# 開放的施設における処遇及び 保安警備等に関する検討結果報告

法務省

松山刑務所大井造船作業場からの逃走事故を契機  
とした開放的施設における保安警備・処遇検討委員会

## 目 次

はじめに	1
第1 開放的施設の概要	3
1 開放的施設とは	3
2 大井作業場の概要	4
3 その他の開放的施設の概要	4
第2 過去の大井作業場における逃走事件の発生状況等	6
1 過去の逃走事件の発生状況	6
2 その際に講じられた再発防止策の概要等	6
第3 逃走受刑者の身上関係	7
第4 逃走受刑者が大井作業場に収容された経緯，同作業場における就業状況等	7
1 逃走受刑者が大井作業場に収容された経緯等	7
2 大井作業場における逃走受刑者の就業状況等	8
第5 逃走時及び逃走後の状況等	8
1 逃走受刑者による逃走状況等	8
2 逃走発覚後の大井作業場等における対応状況等	9
3 地域住民の方々からの御要望等	10
第6 問題点の総括及び再発防止策に関する基本的考え方	11
1 問題点の総括	11
2 再発防止策に関する基本的考え方	12
第7 本件逃走事件の発生原因調査により明らかとなった問題点等	13
1 本件逃走事件に至る経緯，逃走の動機等に関する事実関係	13
2 大井作業場で就業する受刑者の選定に関する問題点	15
3 逃走受刑者の行動への対応や心情の把握等に関する問題点	17
4 受刑者による自治会活動に関する問題点	20
5 友愛寮における物的警備に関する問題点	21
6 大井作業場の工場における人員掌握方法等に関する問題点	22
7 逃走発覚時における関係機関への通報状況，地域住民の方々や報道機関への対応等に関する問題点	23
第8 外部有識者の方々からのヒアリング結果	24
1 興進産業株式会社常務取締役岩沖博彦氏からのヒアリング結果	24
2 大塚敦子氏（ジャーナリスト）からのヒアリング結果	24
3 東京大学大学院法学政治学研究科教授川出敏裕氏からのヒアリング結果	25
4 一橋大学副学長沼上幹氏からのヒアリング結果	25
5 中央大学名誉教授藤本哲也氏からのヒアリング結果	25

第9	各問題点やヒアリング結果等を踏まえた再発防止策	26
1	「大井作業場で就業する受刑者の選定に関する問題点」への対応策	26
2	「逃走受刑者の行動への対応や心情把握等に関する問題点」への対応策	26
3	「受刑者による自治会活動に関する問題点」への対応策	28
4	「友愛寮における物的警備に関する問題点」への対応策	29
5	「大井作業場の工場における人員掌握方法等に関する問題点」への対応策	30
6	「逃走発覚時における関係機関への通報状況，地域住民の方々や報道への対応等に関する問題点」への対応策	30
7	地域住民の方々から頂いた御要望への対応	31
第10	大井作業場における処遇の再開について	31
第11	その他の開放的施設における処遇や保安警備等に関する今後の在り方	32
1	各開放的施設の特色等を踏まえた検討の必要性	32
2	二見ヶ岡農場	33
3	市原刑務所	33
4	有井作業場	34
第12	各再発防止策等の実施状況のフォローアップ及び本検討結果報告の活用等	35
1	各再発防止策等の実施状況のフォローアップ等	35
2	本検討結果報告の活用等	35
	終わりに	36
別添	逃走経路図	

はじめに

平成30年4月8日、開放的施設として指定された刑事施設である松山刑務所大井造船作業場（以下「大井作業場」という。）において、A受刑者（以下「逃走受刑者」という。）による逃走事件（以下「本件逃走事件」という。）を発生させた。本件逃走事件により、同月30日に広島県警察が逃走受刑者を逮捕するまでの23日間という長きにわたり、大井作業場が所在する愛媛県今治市や逃走受刑者が逃走中に長期間潜伏していたと考えられる広島県尾道市の住民の方々を始めとする国民の皆様には、多大な御不安を与えらるとともに御迷惑をお掛けすることとなった。取り分け、同市向東地区や向島地区の住民の方々には、それまでの平穏な日常が一変し、長期間にわたって、大きな緊張や御不安を強いられる生活を余儀なくされるとともに、捜索活動に伴う交通渋滞等により生活全般に多大な御負担や御不便が生じるなど、日々の暮らしや活動に大きな影響を与えることとなった。

受刑者等の逃走の防止を基本的な責務とする刑事施設において本件逃走事件を発生させ、地域住民の皆様を始めとする国民の皆様にも多大な御不安を与え、御迷惑をお掛けしたことは、法務省として痛恨の極みであり、心よりお詫び申し上げます。

大井作業場は、昭和36年の開設以来、半世紀以上にわたって、企業からの全面的な御協力を頂くとともに、地域の自治体や住民の方々からの厚い御支援を賜りながら、その運営を続けてきた歴史を持つ開放的施設である。企業関係者の方々、地域の自治体や住民の方々から頂いた長年の御協力や御支援に対し、深く感謝申し上げます。法務省においては、本件逃走事件の発生後、上川陽子法務大臣や山下貴司法務大臣政務官を始めとして、数次にわたり、現地を訪れて謝罪するとともに、企業関係者の方々、自治体や住民の方々との意見交換を行ってきた。貴重な御意見や御要望を頂いた皆様には重ねて感謝申し上げますとともに、本件逃走事件により多大な御心配や御迷惑をお掛けしたにもかかわらず、多くの方々から同作業場の存続を望む声を頂いたことに、改めて謝意を表する次第である。

法務省においては、上川法務大臣の指示に基づき、本件逃走事件の発生翌日（平成30年4月9日）、本件逃走事件の発生原因の調査・分析、全ての開放的施設を対象とした再発防止策の策定、今後の開放的施設における処遇の在り方の検討等を行うため、大臣官房政策立案総括審議官を委員長とする「松山刑務所大井造船作業場からの逃走事故を契機とした開放的施設における保安警備・処遇検討委員会」を立ち上げた。以後、同委員会においては、構成員らを現地に派遣するなどして大井作業場の職員、逃走受刑者、他の受刑者等に対する事情聴取、保安・警備システムに関する関係企業との協議や実地検証等を行うなどの所要の調査を実施するとともに、企業関係者の方々、地域の自治体や住民の方々から頂いた御意見、外部有識者の方々からのヒアリング結果等も踏まえ、構成員による検討を重ねた上で、検討結果報告として取りまとめることとした。

受刑者等の逃走の防止が刑事施設の基本的な責務であることは、開放的施設において

もいささかも変わるところがないことは明らかである。他方で、大井作業場のような開放的施設における処遇には、受刑者の円滑な社会復帰や再犯防止等の観点から、意義が認められることも否定し難い。さらに、地域の自治体や住民の方々の御理解や支えを得ることなしに、開放的施設の運営は成り立たないのであり、本件逃走事件を機に、改めてその原点に立ち返った取組を進める必要がある。本検討結果報告は、これらの視点に基づき、調査により明らかとなった本件逃走事件の発生原因や同作業場における処遇上の問題点等に加え、各開放的施設における個々の特色等も踏まえ、逃走事件の発生を実効的に抑止すると同時に、開放的施設における処遇の意義をも失わせない受刑者処遇や保安・警備システムとはいかにあるべきか、地域の自治体や住民の方々の御理解や支えを得る上でいかなる取組を進めるべきかなどの観点から検討を重ね、取りまとめたものである。

本件逃走事件により一連の重大な事態を生じさせた事実を常に胸に刻み、本検討結果報告に基づく再発防止策を着実に実施する不断の取組を続けることにより、国の治安を支え安全・安心な社会の最後の砦であるべき刑事施設に対する国民の皆様からの信頼回復に努めてまいり所存である。

## 第1 開放的施設の概要

### 1 開放的施設とは

開放的施設とは、「収容を確保するため通常必要とされる設備又は措置の一部を設けず、又は講じない刑事施設の全部又は一部で法務大臣が指定するもの」(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第88条第2項)である。

受刑者処遇の重要な目的の一つに社会への適応能力の育成があるが、閉鎖的施設における処遇では、受刑者の自発性及び自律性の制約の程度が大きくならざるを得ず、この目的を達成する上で限界がある。

社会への適応能力の育成を目的の一つとして、受刑者を開放的環境に置く処遇方法としては、外部通勤作業<sup>1</sup>や外出・外泊<sup>2</sup>があるが、外部通勤作業や外出は、夜間は閉鎖的施設に収容されることとなり、外泊は、7日以内の期間に限られるなど、いずれも部分的又は短期間なものとなっている。

社会への適応能力の育成に当たっては、閉鎖的施設での処遇の後、段階を経て、生活全般において、一般社会にできるだけ近い生活を送らせることが有効であり、これを可能とするところに開放的施設の必要性がある。

開放的施設として、現在、網走刑務所二見ヶ岡農場(以下「二見ヶ岡農場」という。)、市原刑務所(閉鎖区画を除く。以下同じ。)、広島刑務所尾道刑務支所有井作業場(以下「有井作業場」という。)及び大井作業場の4施設が指定されている。

これらの開放的施設は、その沿革から3種に区別できる。

第1は、戦前から行われていた構外作業<sup>3</sup>を発展させたものであり、二見ヶ岡農場が該当する。

第2は、交通事故が急増した昭和30年代に、過失犯であり犯罪者像がこれまでと異なる交通事犯者に、従来どおりの閉鎖的処遇が必要なのかという観点から開始された交通事犯者集禁<sup>4</sup>施設であり、市原刑務所が該当する。

第3は、民間企業の協力を得て、事業所内の施設に居住し、事業所において民間企業従業員とともに作業を行うものであり、有井作業場及び大井作業場が該当する。

開放的施設では、受刑者に対する強い信頼を前提として、収容対象受刑者の特性を踏まえつつ、一般社会の生活にできる限り近付けた処遇が行われており、一般の施設とは異なるこれらの処遇を通じて、受刑者の自発性・自律性を涵養し、社会適応性を向上させ、その改善更生及び円滑な社会復帰を目指すことに意義がある。

---

<sup>1</sup> 所定の要件を満たす受刑者について、刑事施設の職員の同行なしに刑事施設の外の事業所に通勤させ、その事業に従事させるものをいう。

<sup>2</sup> 所定の要件を満たす受刑者について、円滑な社会復帰を図るため、釈放後の住居又は就業先の確保等の必要があるときに、刑事施設の職員の同行なしに外出し、又は7日以内の期間を定めて外泊することを許すものをいう。

<sup>3</sup> 刑事施設の外堀の外側で実施する作業をいう。

<sup>4</sup> 受刑者を特定の刑事施設に集めて収容することをいう。

## 2 大井作業場の概要

大井作業場は、昭和36年9月、民間企業の理解と協力の下、受刑者が同企業の造船工場内に整備された寮に居住し、同企業従業員とともに造船作業等に従事する構外泊込作業場<sup>5</sup>として開設され、現在に至っている。

大井作業場において溶接や部品製作等の作業に従事する受刑者については、民間企業従業員による作業班に組み込まれており、各作業班において、受刑者と同企業従業員が共同で作業に従事していた。

大井作業場の敷地周囲には、一部のフェンスを除き外塀等はなく、民間企業従業員と共に自主的・自律的に作業に従事させることを特色としていることから、職員の巡回を除いて特段の監視措置は講じられていない。

また、夜間や休日は、同企業により工場の敷地内に建設された友愛寮という名称の寮内で生活しており、寮の窓に鉄格子はなく、寮内では、一定の範囲で移動・行動の自由が認められ、受刑者が自ら寮生活の役割を分担して、寮内で集会を開くなどの自治的な活動が認められている。

大井作業場の収容対象には、開放的施設における処遇を受ける要件に該当するA指標受刑者（執行すべき刑期が10年未満であり、犯罪傾向が進んでいない者）であり、かつ、刑の確定時の処遇調査<sup>6</sup>において、年齢がおおむね45歳以下で重労働や危険作業に堪えられる者などの基準を満たすと判断され、大井作業場要員として選定されて松山刑務所本所<sup>7</sup>（以下「本所」という。）に移送された者の中から、更に本所における訓練中の行状、作業態度及び身体状況が良好であることなどの基準を満たす者が選定される（これらの要件や基準の詳細については、後記第7の2参照）。

本件逃走事件が発生した平成30年4月8日現在の大井作業場の収容人員は、逃走受刑者を含め合計20名であった（収容定員は52名）。

## 3 その他の開放的施設の概要

### (1) 二見ヶ岡農場

開設 明治29年

収容定員 36名

収容人員 22名（平成30年4月8日現在）

収容対象 B指標受刑者（執行すべき刑期が10年未満であり、犯罪傾向が進んでいる者）

<sup>5</sup> 刑事施設の外塀の外側に設けられた作業場であって、作業場に受刑者の宿泊施設が設けられているものをいう。

<sup>6</sup> 受刑者の処遇や社会復帰支援に必要な基礎資料を得るため、心理技官等が書類調査、面接調査、心理検査等の手法により、受刑者の資質及び環境に関する調査を行うことをいう。

<sup>7</sup> 松山刑務所は、愛媛県東温市に所在する主にA指標受刑者を収容する一般の閉鎖的施設であり、大井作業場は、松山刑務所の一部（構外泊込作業場）である。

特色 広大な自然の中で農耕・牧畜に従事させることにより、働く喜びを感じさせ、健全な就業意欲を涵養することを処遇目的としており、社会に近い環境の中で責任感や自発性・自律性を養うという開放的施設の効果に加え、農耕・牧畜の作業は、作物や生き物を育てる観点から、情操教育としての効果も期待できる。

収容対象が、B指標受刑者であり、逃走を含む保安上のリスクが一定程度認められることから、居室区域は窓に鉄格子を設けるなど閉鎖的な環境とし、広大な農場においては、必要に応じ、GPSを活用している。

## (2) 市原刑務所

開設 昭和44年

収容定員 500名

収容人員 170名(閉鎖区画を含む。)(平成30年4月8日現在)

収容対象 A指標受刑者のうち、原則として、執行すべき刑期が4年未満の交通事犯集禁対象者

特色 交通事犯者は、制限の少ない環境の中でも自主的・自発的に受刑生活に取り組むことが期待できることから閉鎖的処遇の必要性は少なく、また、遵法的な生活態度を養うことを目的とする上では開放的な環境が有効である。

居室区域で一定の範囲で移動・行動の自由が認められているほか、生活に係る委員会を設置して寮内で集会を開くなどの自治会活動が認められている。また、寮の窓に鉄格子はなく(全開はしない)、外塀ではなくフェンスが設置されている。

罪名により受刑者を選定しており、収容に当たり作業への適性を考慮していないため、作業は、一般的な刑事施設と同様に、基本的に施設内に設けられた工場内で行っているが、農場や外部通動作業等の開放的な環境下での作業も実施されている。

## (3) 有井作業場

開設 昭和43年

収容定員 102名

収容人員 6名(平成30年4月8日現在)

収容対象 A指標受刑者

特色 自由な環境の中で、受刑者の自律的行動を通じて責任感の育成を図ることが改善更生につながるとの理念から、民間企業の全面的な協力を得て開設・運営されている。

居室区域は、民間企業が建設、提供する寮であり、寮内では、一定



の範囲で移動・行動の自由が認められており、寮の窓に鉄格子はなく、寮の周囲は約2メートルのフェンスで囲われている。

作業は、寮から約500メートル離れた民間企業の工場に徒歩で移動し、民間企業従業員と共に、造船・鋼材運搬作業に従事している。

週末や祝日等の作業を行わない日は一般の刑事施設と同じ閉鎖的な環境である尾道刑務支所に収容している。

## 第2 過去の大井作業場における逃走事件の発生状況等

### 1 過去の逃走事件の発生状況

昭和36年9月の開設以来、大井作業場においては、今回を含め、17件20名の逃走事件が発生している。このうち平成に入って以降に限ると、今回を含め、6件7名の逃走事件が発生しており、直近の逃走事件は、平成14年8月20日に発生している。

この直近の逃走事件は、同日午前7時55分頃、受刑者が寮から作業場に移動し、作業を開始する際、隙をついて作業場のフェンスを乗り越えて逃走したものであり、逃走した受刑者は、自ら110番通報して、同日午前9時16分頃、警察官に身柄を確保された。

その後の調査により、逃走の動機は、寮内生活のルールを実践できなかったことから、自治会<sup>8</sup>の自治委員<sup>9</sup>等の受刑者から繰り返し注意指導を受け、作業場から離脱したいとの気持ちが募った、本所に送還してほしいとの意思を職員に申し出ることができなかった、寮内で自治委員等の受刑者から寮内生活のルールを実践できなかったことへのペナルティーとして腹筋運動やスクワットを強要されたというものであったことが判明した。

### 2 その際に講じられた再発防止策の概要等

この逃走事件の原因に関連する問題点としては、

逃走した受刑者が本所に送還してほしいと思っていることを把握することができず、受刑者に対する心情把握<sup>10</sup>が十分になされていなかった

寮内生活のルールを守れなかったことに対し、自治会の自治委員等の受刑者が、反省のためと称して、ペナルティーとしてスクワットや腹筋運動を強要するなどしていた

<sup>8</sup> 受刑者の自発性及び自律性を涵養するため、受刑者によって構成され、各種の自治会活動を行っていた。詳細については、後記第7の1(1)参照。

<sup>9</sup> 自治会長、リーダー、安全推進委員等の自治会の役割責任者をいう。詳細については、後記第7の1(1)参照。

<sup>10</sup> 受刑者等の被収容者に対する処遇を適切に行うため、刑事施設の職員が、被収容者の日頃の表情、しぐさ、日常の行動、面接等における発言その他の動静の観察等を通じて、被収容者の気持ちの変化や心の動きを読み取ることをいう。

ことが認められた。

そこで、松山刑務所長は、当時、再発防止策として、

大井作業場に入所した受刑者に対し、職員が頻繁に面接指導し、心情把握を徹底する

自治会によるスクワットや腹筋運動等のペナルティーの実施を禁止するなどの措置を講じた。

### 第3 逃走受刑者の身上関係

逃走受刑者の身上関係については、以下のとおりである。

氏名	A
生年月日	略
国籍	日本
罪名	第1刑 <sup>11</sup> 窃盗，建造物侵入 第2刑 窃盗，窃盗未遂，器物損壊，建造物侵入
刑名刑期	第1刑 懲役3年 第2刑 懲役2年6月 <sup>12</sup>
入所度数	初入
刑起算日	第1刑 平成27年 3月 3日 第2刑 平成29年10月29日
刑終了日	第1刑 平成29年10月28日 第2刑 平成32年 2月19日 <sup>13</sup>

### 第4 逃走受刑者が大井作業場に収容された経緯，同作業場における就業状況等

#### 1 逃走受刑者が大井作業場に収容された経緯等

逃走受刑者が大井作業場に収容されるまでの時系列は、以下のとおりである。

平成27年 3月24日 受刑者として福岡刑務所に収容

同年 6月29日 福岡刑務所による処遇調査の結果、大井作業場要員として本所へ移送

同年 7月21日 本所において大井作業場要員として金属製品製造等の就業開始

<sup>11</sup> 逃走受刑者には、確定時期の異なる2つの懲役刑があることから、便宜上、先に執行された懲役刑を「第1刑」、その執行終了後に執行が開始された懲役刑を「第2刑」という。

<sup>12</sup> 保護観察付き執行猶予が付されたものの、その執行猶予期間中に第1刑の実刑判決が確定したことから、執行猶予が取り消された。

<sup>13</sup> 本件逃走により拘禁されていなかった日数は刑期に算入されないことに伴う変更後のものである。なお、これらは、本件逃走事件の発生以前に確定した刑に関して記載したものである。

平成29年12月4日 大井作業場において就業開始

## 2 大井作業場における逃走受刑者の就業状況等

### (1) 就業状況等

逃走受刑者は、平成29年12月4日に大井作業場における就業を開始し、約3週間にわたる新入時の教育訓練を受けた後、部品製作等を行う組立工場に配属され、同工場内で作業に従事していたが、作業への従事状況に特段の問題は認められなかった（なお、収容期間中の行動については、後記第7の1(2)参照）。

### (2) 改善指導<sup>14</sup>の受講状況等

大井作業場では、逃走受刑者に対し、前記作業のほかに、一般改善指導として、他の受刑者とともに教育ビデオの視聴、体育的活動（フットサル）などを行っていたが、その際の受講態度等についても特段の問題は認められなかった。

### (3) 職員との面接状況

大井作業場における就業開始以降、本件逃走事件の発生までの間、同作業場では、就業開始時、2週間経過時、2か月間経過時、3か月間経過時及び4か月間経過時の合計5回にわたって、同作業場職員による面接を実施したほか、松山少年鑑別所心理技官や本所職員による面接を合計4回実施した。

これらの面接時に特異な言動は認められず、逃走受刑者は、いずれも前向きに受刑生活を送る旨を述べるなどしていた。

### (4) 外部交通の状況

逃走受刑者は、大井作業場における収容期間中、父親等の家族との間で、8通の手紙を発信し、1通の手紙を受信したほか、父親との間で、3回の電話による通信があった（外部の者との面会はなかった）。

これらの手紙や電話による通信において、特異な内容は認められなかった。

## 第5 逃走時及び逃走後の状況等

### 1 逃走受刑者による逃走状況等

#### (1) 逃走当日における逃走受刑者の行動状況等

平成30年4月8日の逃走直前において、逃走受刑者は、他の受刑者とともに、同日午後3時頃から屋外の運動場で運動に参加した後、同日午後4時30分頃から友愛寮1階の食堂で夕食を取り、同日午後5時30分頃に同寮1階の浴室で入浴したと認められる。なお、他の受刑者が、同日午後6時頃に同寮5階の廊下で逃走受刑者を目撃している。

---

<sup>14</sup> 刑事施設においては、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるための必要な指導を行うものとされており（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第103条第1項）、受刑者全般に対して行う指導を一般改善指導として課している。

また、本件逃走事件の発覚後、同寮北東側の敷地内に設置された監視カメラの画像を確認したところ、同日午後6時8分頃、逃走受刑者が同寮の建物外の敷地を走り去る状況が認められた。

(2) 逃走が発覚した経緯等

同日午後6時50分頃、大井作業場の職員が友愛寮内を巡回中、当時、寮内で行われていた受刑者同士のミーティングに逃走受刑者が参加していない事実が判明したため、他の職員とともに逃走受刑者の捜索を開始した。

その後の同日午後7時1分頃、捜索中の職員が、同寮1階廊下北側の窓が開錠されている状況を確認するとともに、その向かいの更衣室内に設置された逃走受刑者の靴箱に同受刑者の靴がなく、「すみませんでした。」と手書きで記載されたメモ紙が置かれているのを発見した。

(3) 逃走経路等（逃走経路図は別添）

逃走受刑者は、まず、友愛寮1階廊下北側の窓<sup>15</sup>を開け、同窓から同寮北側の敷地に出て、そのまま東方向へ移動した後、倉庫と駐輪場の間から駐輪場の裏側に回って更に東方向に移動し、防災倉庫と敷地境界部のフェンスとの間に出たものと考えられる<sup>16</sup>。その後、逃走受刑者は、高圧受電設備であるキュービクルの東側に抜けて敷地内を更に東方向に進み、民間企業の施設である船舶研究所の北側のフェンスを乗り越え、敷地外に逃走したものと考えられる。

2 逃走発覚後の大井作業場等における対応状況等

(1) 警察、近隣自治体及び関係機関への通報状況等

前記1(2)のとおり、逃走当日午後7時1分頃、友愛寮1階廊下北側の窓が開錠され、逃走受刑者の靴箱に同受刑者の靴がなく、手書きメモが残されているのを発見したことを受けて、同日午後7時6分頃、大井作業場の次長の指示に基づき、職員が110番通報した。

また、大井作業場では、あらかじめ定められた対応マニュアルに従って、本所を通じて、メール配信システムにより、同日午後7時35分頃、愛媛県庁、今治市役所、今治市教育委員会、今治市内の各学校及び松山地方検察庁に対し、本件逃走に関する一斉連絡を行った。

さらに、大井作業場では、同日午後8時20分頃、同作業場の最寄りの今治市役所大西支所に対して、本件逃走に関する連絡を行った（この連絡に関する問題点については、後記第7の7(1)参照）。

(2) 矯正職員による追跡状況や地域の警戒活動の実施状況等

<sup>15</sup> クレセント錠で内側から施錠する一般家屋と同様の構造となっており、前記のとおり、職員が逃走受刑者の捜索中に同窓が開錠されている状況を確認した。

<sup>16</sup> 防災倉庫の東側のフェンス付近に防犯カメラが設置されており、前記のとおり、同防犯カメラには、逃走当日午後6時8分頃、逃走受刑者が走り去る状況が録画されていた。

本件逃走事件の発生以降、高松、広島及び福岡矯正管区の管区機動警備隊<sup>17</sup>員等合計約340名を派遣し、警察とともに、逃走受刑者を捜索した<sup>18</sup>。

また、平成30年4月11日以降、大井作業場周辺の幼稚園や小中学校など合計5か所に最大15名の刑務官を24時間体制で配置し(同月14日以降は昼間のみ)、また、逃走受刑者が潜伏している可能性が高いとされた広島県尾道市向島の北部周辺の幼稚園や小中学校など最大8か所に合計12名の刑務官を24時間体制で配置した。さらに、同月17日からは、同市向島内の全ての幼稚園、保育園、小中学校など合計18か所に合計96名の刑務官を24時間体制で配置して、逃走受刑者が広島県警察に逮捕された同月30日までの間、地域の警戒活動に従事した。

### (3) 報道機関への対応状況等

本件逃走当日の平成30年4月8日午後10時35分頃、本所において、愛媛県警察本部の記者クラブ幹事社に対し、大井作業場から逃走受刑者が逃走した旨を公表した。また、同月11日、本所において、松山刑務所長による記者会見を実施した。

その後、同年5月1日朝、法務省において、上川法務大臣により、逃走受刑者が逮捕されたことに関して、臨時記者会見を実施した。さらに、同月2日夕刻、本所において、松山刑務所長により、逃走受刑者が逮捕されたことに関して、記者会見を実施した。

### 3 地域住民の方々からの御要望等

本件逃走事件の発生後、逃走受刑者が潜伏していると考えられた広島県尾道市向島では、連日、警察による捜索や橋の検問のほか、報道機関による取材等が行われた。

これらを受けて、地域住民や学校関係者の方々からは、橋の検問による交通渋滞により通行に普段の何倍もの時間が掛かり、通勤や通院、買い物など生活全般にわたって極めて不便であったこと、子どもたちを外で遊ばせられないなど毎日大きな不安を感じながら生活しなければならなかったこと、登下校の見守りや課外活動の中止により教育活動に支障が生じたことなど、本件逃走事件の発生により平穏な日

---

<sup>17</sup> 通常時は、所属する刑事施設において、刑務官としての職務を行っているが、矯正施設において、非常事態が発生し、当該矯正施設のみではこれに対処することが困難な場合などに、矯正管区の長の命令等により、当該矯正施設に派遣され、その警備応援その他の警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事するもの。

<sup>18</sup> 刑務官は、受刑者等の被収容者が逃走したときは、逃走のときから48時間以内に限り、逃走した受刑者等の連戻しに着手することができることとされており(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第81条)、逃走受刑者が逃走した48時間後と考えられる平成30年4月10日午後6時8分頃までの間、警察と共に逃走受刑者の捜索活動に従事した。

常生活全般に様々な面で影響が出ているとの声が寄せられた。

また、逃走受刑者の逮捕後、地域住民の方々からは、今後同じような事件が起きないように十分な再発防止対策をとってほしい、子どもたちへの支援をしてほしいなどの御要望を受けた。また、向島内には多数の空き家が存在するところ<sup>19</sup>、逃走受刑者が空き家に隠れているのではないかなど、空き家の存在が地域住民の方々には不安を感じさせる一要因となったことから、国による空き家対策を求める声があった。

## 第6 問題点の総括及び再発防止策に関する基本的考え方

### 1 問題点の総括

開放的施設である大井作業場においては、受刑者の自発性や自律性の涵養を通じて社会への適応能力の育成を図るため、受刑者に対して強い信頼を置いた上で、職員の巡回を除いて特段の監視措置が講じられていない環境下で生活させる処遇を行ってきた。このように受刑者に対して強い信頼を置く以上は、その前提として、同作業場で就業させる受刑者の的確な選定に十全を期すとともに、就業開始後も、その心情を継続的かつ綿密に把握し、心情の変化等に応じたきめ細かな働き掛けを行ってその反応を見極めるなどして、同作業場における就業を継続させることの適否を不断に確認・検証するための仕組みが講じられている必要がある。

しかしながら、後記第7の2ないし4のとおり、今回の調査の結果、大井作業場で就業する受刑者の選定に当たっては、より慎重かつ丁寧な審査手法を用いる余地があったと認められたほか、同作業場における処遇上の問題点として、受刑者が遵守事項<sup>20</sup>に違反した際に、同作業場において就業を継続させる場合の要件・手続やその際に実施すべき指導等に関する規定の不備、受刑者の心情を的確に把握する取組や受刑者に関する情報共有の不十分さ、受刑者により構成される自治会制度の適切さを欠いた運用が認められた。

受刑者の心情把握の徹底や自治会制度については、前記第2の2のとおり、平成14年8月に発生した直近の逃走事件においても再発防止策を講じたところであるが、本件逃走事件においても、直近の逃走事件とは背景事情や個々の事実関係を異にするとはいえ、これらの点になお問題が認められたことは、率直に反省しなければならぬ。

また、本件逃走事件により、長期間にわたって、地域住民の方々を始め国民の皆様には多大な御不安を与えると同時に御迷惑をお掛けするなど一連の重大な事態を招いたことを踏まえ、受刑者の選定や処遇上の問題点のみならず、友愛寮及び工場

<sup>19</sup> 尾道市の調査によると、向島の空き家件数は1,089件である（平成30年3月31日現在）。

<sup>20</sup> 被収容者が施設内において遵守すべきものとして定められる事項であり、違反者に対しては、必要に応じて懲罰が科される場合がある。

の双方を含めた大井作業場における保安・警備面についても調査を実施することとした。その結果、後記第7の5及び6のとおり、友愛寮及び工場のいずれについても、保安・警備上の措置に関して改善すべき点が認められた。

さらに、大井作業場のような開放的施設の運営に当たっては、地域住民の方々を始めとする国民の理解や支えが不可欠である。そのため、本件逃走事件の発生後の対応に関し、初動対応に関する問題点のみならず、地域住民の方々や報道機関への対応についても、幅広く調査を実施することとした。その結果、後記第7の7のとおり、地域住民の方々からの御要望に対応する窓口の設置やその周知方法、施設の運営状況等について理解を得るための取組等に関して、改善すべき点が認められた。

## 2 再発防止策に関する基本的考え方

各問題点への再発防止策については、以下の基本的考え方に基づいて策定することとした。

まず、物的警備が乏しい開放的施設においては、一般社会にできるだけ近い環境下で処遇を行う点に意義を有すると同時に、逃走防止の観点からは一定の保安・警備上の措置を講じる必要性も認められるのであり、いずれか一方のみに偏ることなく、両者のバランスを適切に保つことに配慮する必要がある。このような観点から、受刑者の選定や処遇上の問題点に対応した改善策のみならず、保安・警備上の問題点にも対応して、可能な限り、逃走を未然に防止するとともに逃走を企図した場合に直ちに把握できるための保安・警備上の措置を講じることとした（後記第9の4及び5参照）。

次に、大井作業場で就業する受刑者を的確に選定し、その後も就業を継続させることの適否を不断に確認・検証するためには、個々の受刑者の動静や心情等に関する情報を幅広く収集し、心理に関する専門的知見も踏まえた分析結果を得た上で、職員間で適切に共有することが重要かつ効果的である。その際、受刑者に関する情報の収集については、日頃から受刑者と共に作業に従事する民間企業従業員の方々と職員との連携や情報共有等に関して、同企業の御負担等にも配慮しつつ、協力を依頼することも考えられる。このような観点から、心理に関する専門家の協力を得るとともに、民間企業との間で職員との連携や情報共有等の在り方に関して協議を実施することも含め、受刑者の選定及び就業開始後の処遇に関し、情報の収集・分析・職員間の共有の各段階における実効性を高めるための改善策を講じることとした（後記第9の1及び2参照）。

さらに、施設運営に関して地域の自治体や住民の方々の理解や支えを得るためには、日頃から、施設側が自治体や住民の方々との間でコミュニケーションを積み重ねることを通じて、相互の信頼関係を築くことが必要不可欠である。加えて、施設運営に関して広く国民からの理解を得るためには、日頃から報道機関等に対する広報活動を行うことが重要である。このような観点から、本件逃走事件の発生後の地

域住民の方々や報道機関への対応に関して明らかとなった問題点，地域住民の方々から頂いた御要望等を踏まえ，地域の自治体や住民の方々を始めとして広く国民からの理解を得るための取組に関して改善策を講じることとした（後記第9の6及び7参照）。

## 第7 本件逃走事件の発生原因調査により明らかとなった問題点等

### 1 本件逃走事件に至る経緯，逃走の動機等に関する事実関係

#### (1) 大井作業場の職員体制や自治会制度等

大井作業場においては，場長が，松山刑務所長の指揮監督を受けて同作業場における事務を統括するとともに職員を指揮監督することとされており，場長の下に，副場長1名，次長1名及び一般職員10名の合計13名の職員が配置されている。

また，大井作業場には，松山刑務所長が定めた規程により，受刑者の自発性及び自律性を涵養するため，受刑者によって構成される自治会が設置され，場長の指名により，自治会長，リーダー，安全推進委員等の11の役割責任者（以下「自治委員」という。）が置かれることとされていた<sup>21</sup>。同作業場では，作業その他の生活全般にわたって，自治委員を中心とした役割活動が行われ，定期的に各種会議を開催して，自治会の運営方法，月間目標の設定等に関して討議するほか，自治委員により，寮生活や作業現場における行動要領を守らなかった受刑者や，新たに同作業場に収容された受刑者に対する指導を行うなどしていた。また，自治委員の任期は，その指名を解かれた場合を除き，原則として釈放までとされていた。

逃走受刑者については，平成29年12月4日に大井作業場で就業を開始後，平成30年2月26日に安全推進委員に指名されており，また，同年3月下旬から就業を開始した新入受刑者2名の生活指導をするなどしていた。

#### (2) 本件逃走事件に至る経緯等に関する事実関係

ア 平成30年3月12日午後3時過ぎ頃，大井作業場の工場内を巡回していた次長において，逃走受刑者が，ストックハウス<sup>22</sup>内で，民間企業の従業員用のヘルメット及びジャンパー<sup>23</sup>を着用して，1人で立っている状況を確認した。

その際，逃走受刑者は，次長に対し，トイレに行った別の受刑者がストックハウスに戻ってきた際に同人を驚かせるために同所に置かれていたヘルメット等を着用した旨を述べた。

<sup>21</sup> 自治会には，このほかに自治会長の下に副会長が置かれる運用がされていた。

<sup>22</sup> 作業道具の保管や受刑者の休憩等に使用されるプレハブ小屋をいう。

<sup>23</sup> 大井作業場の工場では，受刑者と民間企業の従業員が異なるヘルメットやジャンパー等を着用することにより，両者を識別することとしている。後に同企業従業員に確認したところ，逃走受刑者が着用した同企業従業員用のヘルメット等は用済みのものであった。



その後、場長は、逃走受刑者に対して訓戒・説諭を行ったところ、逃走受刑者が謝罪して今後は大井作業場で真面目に生活する旨を述べて本所への送還を希望しなかったことなどから、それ以上の措置を執らないこととした。

イ 同年4月5日午後6時30分頃、友愛寮内を巡回中の副場長において、逃走受刑者が、居室内で、過去に大井作業場で就業していた元受刑者が残していったものと考えられる座布団を所持している状況を確認した。

その後、場長は、逃走受刑者に対して訓戒・説諭を行ったところ、逃走受刑者が、一からやり直して大井作業場で真面目に生活する旨を述べて本所への送還を希望しなかったことなどから、送還等の措置を執らないこととした。

ウ 場長は、同日夜、友愛寮4階の娯楽室において、受刑者全員に対し、今後は元受刑者が残していった物品を使用することのないようにとの訓示を述べるなどした上、そのような物品を使用している場合には今回は不問とするので全て提出するようにと指示するとともに、そのような物品を使用することに関する反省文の作成・提出を指示した。また、副場長は、その場で、逃走受刑者について、以後、自治委員の指名を解く旨を告知するなどした。同日以降、逃走受刑者は、安全推進委員としての役割活動のほか、2名の新入受刑者に対する生活指導を行うこともなくなった。

エ 同月6日夜、前記娯楽室において受刑者全員によるミーティングが実施された際、逃走受刑者は、自治会長である受刑者から「なめてんのか。やる気がないんだったら帰れ。今まで何を学んできたんだ。俺は許さんぞ。」などと厳しく叱責を受けるなどした。

オ 本件逃走事件の発覚後、職員により逃走受刑者の居室内を検査したところ、逃走受刑者が父親に宛てて、見せしめのように皆の前で怒鳴られ、立場も1番下になり、私の居場所がもうない旨を記載した未発信の手紙が発見された。

### (3) 逃走の動機等

前記(2)の事実関係に加え、逃走受刑者からの事情聴取結果等を踏まえると、逃走受刑者は、前記(2)ア及びイのヘルメット等の着用や座布団の使用により、受刑者全員の面前で、職員から注意を受け、自治会長等の自治委員から厳しく叱責されるなどした上に、自治委員の指名を解く旨を告知されるとともに新入受刑者に対する生活指導を行うこともできなくなったことなどから、プライドを傷付けられて強く落胆し、大きな挫折感を抱いたものと考えられる。このような事情から、逃走受刑者は、大井作業場における居場所がなく職員や受刑者との人間関係から逃れたいと考えるなどして、逃走を決意するに至ったものと考えられる<sup>24</sup>。

<sup>24</sup> その他、逃走受刑者は、一部の職員による注意指導時の言動等が冷淡であったなどとして、これらの職員に対する反感を抱いていた旨供述するほか、自治委員らの行動が職員から放任されるなどしており、逃走によって、職員らの責任が明らかになり、大井作業場の

## 2 大井作業場で就業する受刑者の選定に関する問題点

### (1) 大井作業場で就業する受刑者の選定基準

大井作業場で就業する受刑者の選定基準は以下のとおりである。

ア 開放的施設において処遇する受刑者は、第1種の制限区分<sup>25</sup>に指定される受刑者で、かつ、以下の要件のいずれにも該当するものを選定する。

- (ア) 釈放後の保護の状況が良好であること
- (イ) 高齢その他の理由により就業することが困難なものと認められないこと
- (ウ) 生活態度が良好な状態が継続し、かつ、継続する見込みがあること
- (エ) 過去に逃走や自殺を企てたことがないこと
- (オ) 施設近隣の居住歴や土地勘などを考慮し、当該施設において開放的処遇を実施する上での特段の支障がないこと

イ 確定施設<sup>26</sup>や処遇施設<sup>27</sup>において、以下の要件を満たす受刑者の一定数が、大井作業場要員として本所に移送される。

- (ア) 年齢がおおむね45歳以下で身体状況に欠陥がなく、重労働・危険作業に堪えられる者
- (イ) IQ相当値がおおむね80以上で、性格に偏りがなく、開放的処遇の共同生活が可能と見込まれる者
- (ウ) 移送された時点において、残刑期がおおむね1年6月以上の者で、早期の仮釈放が見込める者
- (エ) 暴力団等の反社会性集団に所属しておらず、著しい文身<sup>28</sup>がない者
- (オ) 保護関係の調整の見込みがある者
- (カ) 原則として、凶悪犯、性犯、放火犯及び覚醒剤常習者ではない者
- (キ) 大井作業場への出業意欲があり、作業場付近の地理に通じていない者

ウ 前記ア及びイにより、同要員として他施設から移送され、大井作業場で就業するための訓練を受けた者のうち、次の基準を満たす者の中から選定する。

---

運営を改善することができると思えたとする趣旨の供述をしている。他方で、逃走受刑者は、この点に関する思いが強くなったのは本件逃走後のことであり、本件逃走時には、職員や受刑者との人間関係から逃れたいということだけを考えていたとする趣旨の供述をしていることから、本検討結果報告における本件逃走時の動機としては、前記(3)のものと判断することとした(なお、自治会制度を含めた大井作業場における処遇上の問題点としては、調査の結果、後記3以下のとおりの問題点が認められた。)

<sup>25</sup> 刑事施設においては、受刑者に自発性や自律性を身に付けさせるため、受刑者処遇の目的を達成する見込みが高まるに従い、規律・秩序維持のための生活及び行動に対する制限を順次緩和することとし、その制限が緩和された順に第1種から第4種までの区分を指定しており、これを制限区分という。

<sup>26</sup> 刑の執行開始時において受刑者を収容している刑事施設をいう。

<sup>27</sup> 確定施設から移送され、実際に矯正処遇を実施する刑事施設をいう。

<sup>28</sup> 入れ墨を指す。

- (ア) 同訓練中の行状，作業態度及び身体状況が良好であること
  - (イ) 環境調整<sup>29</sup>が整い，かつ，仮釈放の見込みがあること
  - (ウ) 仮釈放を考慮した上で大井作業場での就業期間が最短おおむね6月，最長おおむね2年となること
  - (エ) 大井作業場での就業を希望すること
  - (オ) 原則として，大井作業場付近で生活をしたことがある者，同作業場付近が帰住予定地である者及び地縁やいわゆる土地勘のある者ではないこと
- (2) 受刑者の選定に関する問題点

大井作業場で就業する受刑者を的確に選定することの重要性に鑑みると，前記(1)の各要件や基準に基づく受刑者の選定については，より慎重かつ丁寧な審査を行う観点から，審査に用いるために収集すべき情報の範囲や就業開始後の逃走のリスクの有無・程度等を見極めるための審査手法に関して，改善の余地があったものと考えられる。

まず，これらの要件や基準の該当性判断は，刑事施設における処遇調査時に実施された面接や各種検査の結果，日頃の動静の観察によって得られた情報等に基づいて行われており，特に，刑事施設に収容される以前の情報については，その把握に困難を伴う場合が多い。

しかしながら，刑事施設において，受刑に至るまでの過去の生活歴を網羅的に調査することは困難であるものの，前記(1)ア(エ)の「過去に逃走を企てたことがないこと」の要件に関し，仮に刑事施設に収容される前に収容後の逃走を想定し得るような特異な行動があった場合，それを把握できないまま大井作業場において就業させることとなると，逃走のリスクが格段に高まることから，選定の審査に用いるための情報収集に努める必要があると考えられる。

また，前記(1)ウの各基準に照らして大井作業場で就業する受刑者を最終的に選定する際には，松山刑務所長を議長とする処遇審査会<sup>30</sup>による審査が行われるところ，規程上，処遇審査会の構成員は，受刑者に対する面接調査を行うことができることとされているものの，この面接調査は，就業の意思の確認のために行うものとされている。しかしながら，同作業場における就業の適否を最終的に審査する際には，その時点における受刑者に対する面接の実施により，心理に関する専門的な知見も踏まえつつ，その資質や心情等を的確に把握して就業開始後の逃走のリスクの有無・程度等を見極めることが効果的であると考えられることから，受刑者に対する面接の実施目的，主体，方法等に関して不十分な点があっ

<sup>29</sup> 受刑者の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し，改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることをいう。

<sup>30</sup> 受刑者の処遇に関して重要な事項を決める際に，刑事施設の長が意見を聴く諮問機関であり，刑事施設の処遇，教育及び分類の各部門の幹部職員等を構成員としている。

たものと考えられる。

これに対し、大井作業場で就業する受刑者を選定するための各要件や基準自体については、前記(1)のとおり、複数の段階ごとに厳格な内容が定められるとともに、大井作業場要員として選定された受刑者については、本所に収容後、少なくともおおむね3か月以上本所の工場で就業させて資質等を慎重に見極めた後、同作業場における就業の適否を最終的に判断することとされており、これらの要件や基準自体を変更すべきとまでは認められなかった。

しかしながら、これらの要件や基準に基づく受刑者の的確な選定に資するため、前記のとおり、収集すべき情報の範囲や就業開始後の逃走のリスクの有無・程度等を見極めるための審査手法に関して、見直しを行う必要がある。

### 3 逃走受刑者の行動への対応や心情の把握等に関する問題点

#### (1) 逃走受刑者の行動への対応に関する問題点

ア 前記1(2)のとおり、逃走受刑者には、民間企業の従業員用のヘルメット等を着用し、また、過去に大井作業場で就業していた元受刑者が残っていたと考えられる座布団を使用していた事実が認められた。このうち、逃走受刑者が民間企業の従業員用のヘルメット等を着用した点については、外形的には、松山刑務所長が定める遵守事項のうち「他人を困惑させる言動」に該当し、また、元受刑者が過去に同作業場で就業していた際に残っていたと考えられる座布団を使用した点については、外形的には、遵守事項のうち「許可なく他人と物品を授受」することに該当するものであった。しかしながら、いずれについても、作業場内の規律秩序の維持の観点から看過し難い行為とは認められず、軽微なものであったと評価することが可能である。

イ また、松山刑務所長が定めた規程においては、受刑者が遵守事項に違反したときは、直ちに本所へ送還する旨が規定されている<sup>31</sup>。

しかしながら、開放的施設においては一般の刑事施設と異なり、受刑者が他の者と頻繁に接することが日常的に行われることなどを踏まえると、遵守事項違反に該当すれば、軽微なものであっても一切の例外を許容することなく本所に送還することは、形式的な対応に過ぎ、開放的施設における処遇の趣旨に沿うものでもない。したがって、大井作業場においては、これまでも、形式的には遵守事項違反に該当するとしても、その内容が軽微な場合には、場長の判断により、口頭による指導の上で同作業場における就業を継続させるという運用がなされてきた。

ウ 前記アのとおり、逃走受刑者の各行動は、いずれも軽微なものであるので、

---

<sup>31</sup> 前記規程においては、本所に送還した受刑者について、調査の結果、大井作業場での処遇が適当と認められるときは、本所の処遇審査会に付議した上で、再度同作業場へ配属することができることとされている。

場長として、逃走受刑者の反省の態度や今後の改善の見込み等を踏まえ、大井作業場における就業を継続させた対応については、当時の運用に照らして問題があったとまでは認められない。

しかしながら、受刑者の就業継続の適否については、その判断が恣意に流れることを防ぎ、客観性が担保されている必要があるにもかかわらず、前記規程においては、その文言上、本所への送還について例外を許容する余地の有無、許容される場合の要件や手続に加え、その場合に大井作業場で行うべき当該受刑者への指導方法等について規定されておらず、規定の在り方として問題があったものと考えられる。

## (2) 受刑者の心情把握の手法等に関する問題点

物的警備が乏しい開放的施設の特性を踏まえると、職員において、受刑者の心情等を的確に把握し、その心情等に応じたきめ細かな指導等を行うことは、受刑者処遇の観点のみならず逃走防止の観点からも、極めて重要である。

大井作業場においては、後記4のとおり、自治会制度が必ずしも職員による適切な管理の下で運営されるものとなっていなかったために、職員の目が十分に行き届かない中での自治委員による行き過ぎた指導や叱責等が行われるなど、自治委員とそれ以外の受刑者との間で、自治会長を頂点とする上下関係の意識が形成されるに至っていたと考えられる。そのため、逃走受刑者において、自治委員であり続けること自体に過度に重きを置いた心理状態に陥らせたことにより、座布団の使用が判明した後に自治委員の指名を解く旨を告知されたことに対して大きな挫折感や失望感を抱かせ、逃走を決意させる大きな要因となったと考えられる。

この点、逃走受刑者によるヘルメット等の着用や座布団の使用が判明したことを理由に、職員が逃走受刑者について自治委員の指名を解く判断をしたこと自体が不適當であったとはいえないし、逃走受刑者が逃走を決意したことを何ら正当化するものでもないと考えられる。しかしながら、職員において、逃走受刑者の就業を継続させることとする一方で自治委員の指名を解く判断をする以上は、自治委員の指名を解くことが逃走受刑者に与える心理的な影響等を踏まえ、職員間において、より専門的な見地から、逃走受刑者の事後の心理状態を把握するとともに、その後の受刑生活への動機付けとなる心理的フォローや働き掛けを行う時期・方法を組織的に検討した上で、実行に移す必要があったと考えられる。これに対し、逃走受刑者の就業期間を通じて、逃走受刑者への心理的フォロー等が必要であると認識した個々の職員において、適宜のタイミングで個別に逃走受刑者に対する声掛け等を行ってはいいたものの、心理的フォロー等が組織的に実施されたものではなく、かえって、それらを行わない一部職員の言動等への反感を抱かせることにもつながったと考えられるほか、座布団の使用の判明後に職員面接

が実施されたこともなかった。このように、大井作業場の職員による逃走受刑者の心情把握やそれを踏まえた同受刑者への心理的フォロー等については、その心情の安定に十分に資するものとはなっていない点に問題があったと考えられる。

### (3) 職員面接に関する問題点

大井作業場において、職員による受刑者に対する面接は定期的に行われ、その結果については、面接を行った職員が作成する面接指導簿に記録されて全職員に回覧される取扱いが行われていた。

しかしながら、職員面接を実施する職員については、受刑者ごとに担当を定めることなく実施されており、このような方法による場合、過去の面接時における当該受刑者の発言内容と比較対照するなどして本人の心情の変化等を的確に把握し、個々の受刑者の内面を深く掘り下げることには困難を伴う場合があったのではないかと考えられる。

### (4) 受刑者の心情や受刑者に対する指導内容等の情報共有に関する問題点

職員が受刑者の心情等に関して把握した事項や受刑者に対して行った指導内容等については、前記(3)の職員面接を実施した際の面接指導簿の回覧のほかには、必ずしも職員全員が参加するわけではないミーティング等の際に口頭で伝達されるにとどまっており、書面に記録して職員間で回覧するなどの方法により、職員全体に確実に情報共有を図る仕組みは講じられていなかった。

例えば、逃走受刑者による座布団の使用が判明した翌朝、副場長において、勤務職員を集めてその内容等を伝達した上で、週末に勤務する職員を含めて受刑者の動静等に注意するよう指導していたものの、本件逃走事件の発生日の勤務に当たっていた5名の一般職員のうち3名は、その際のミーティングに参加しておらず、逃走受刑者による座布団の使用について把握しないまま、あるいはごく簡単な引継ぎのみを受けただけで、当日の勤務に従事していたものであり、このように、組織的な情報共有体制の構築に不十分な点が認められた。

### (5) その他受刑者の心情の安定の確保等に関する問題点

大井作業場においては、週末や祝日等を含め、受刑者を友愛寮に宿泊させて生活させていたところ、同作業場で就業する受刑者にとっては、一般の刑事施設とは異なり、日々、自治会活動を含め頻繁に他の受刑者と接する環境に置かれることにより、受刑者同士の人間関係等に心理的な負担や緊張を抱えて心情の安定を損なう場合があることも考えられる。また、職員による面接を実施する場合も、その実施場所は友愛寮内に限られていることから、同作業場における人間関係や生活に困難を感じる受刑者にとっては、必ずしも率直な心情を吐露することに適した環境とはいえない場合があることも考えられる。

#### 4 受刑者による自治会活動に関する問題点

##### (1) 自治会制度の趣旨・目的等

前記1(1)のとおり、大井作業場においては、受刑者自身に役割活動を行わせ、受刑者の自発性及び自律性を涵養することなどを目的として自治会が設置され、自主的に受刑者間で行う会議等により自治会の運営に関する事項や目標等を決定させるなどの自治会活動を認めていた。また、同作業場における受刑者は、就業を開始して3週間以内の「新入生」、この期間を経過した者のうち自治委員に指名されていない「下期生」及び「自治委員」に区別され、自治委員において下期生や新入生に対して作業その他生活全般にわたる指導等を行わせるなど、自治委員に一定の責任を持たせることとしていた。

大井作業場における受刑者からの事情聴取によると、自治会については、自分たちで話し合って一定の事項を決定して実行していくことにより自主性や責任感が涵養される、自由を与えられているからこそ自制心が養われる、考えて動くという社会生活で必要なスキルを身に付けられるなどの肯定的な意見を述べる者も少なくなかった。

実際に、自治委員により、下期生等に対し、外部講師に対する接し方や礼儀作法に関する指導のほか、「自分で気付いて、考えて、行動する」といった自主性を大切にするよう適切な指導が行われていた事実も認められた。

##### (2) 自治会活動に関する問題点

しかしながら、大井作業場における自治会制度において、自治会長、副会長を頂点とする自治委員がその他の受刑者を直接指導するなどの運用が続けられることにより、受刑者間に上下関係の意識を生じさせるとともに、必ずしも悪意によるものではなく職員に迷惑を掛けないなどの善意に基づくものではあるものの、受刑者間の問題については自治会内のみで処理しようとする意識を持たせることにつながる側面があったと考えられる。

そのため、必要に応じて職員が介入して適切に関与しなければ、自治委員による他の受刑者に対する行き過ぎた指導等が可能となる状況を生じさせるものであったと考えられる。

この点、大井作業場の職員からの事情聴取結果によると、自治会における自治委員の指定については場長により行われているほか、職員による自治会の会議やミーティング等への立会も一定程度は行われていたものの、自治会内のミーティングの実施日時、頻度、話し合われた内容や自治会内の各種活動の内容等について、大部分の職員が詳細に把握できていないなど、自治会活動のかなりの部分について職員の目が十分に行き届かず、自治委員を中心とした受刑者のみの判断によって運営され、職員による適切な介入を欠いた場面も多々あったものと認められる。

実際に、前記1(2)イの座布団の使用が判明した後に逃走受刑者が自治会長らから厳しい叱責を受けたミーティングには職員が立ち会っていなかった。また、逃走受刑者に関わるものではないが、大井作業場における受刑者からの事情聴取により、自治委員が他の受刑者に対して指導を行っている際に興奮して当該受刑者の首付近を掴んで押した結果、押された受刑者が膝を付いた事実や、自治委員が食べこぼしをする受刑者に対し、他の受刑者全員の前で、ミシンで製作したエプロン様のものを着用させて食事をさせるなどの行為に及んだ事実が認められた。このように、同作業場における自治会制度が必ずしも職員による適切な関与の下で運営されるものとなっていなかったために、受刑者間の上下関係の意識等に基づき、行き過ぎた指導等が可能となる状況にあったことが問題点として認められた。

## 5 友愛寮における物的警備に関する問題点

### (1) 監視カメラの設置経緯等

友愛寮<sup>32</sup>においては、昭和36年9月の大井作業場の開設以来、開放的処遇を前提とした施設であり、民間企業によって整備された建物であることも踏まえ、鉄格子等の逃走防止のための設備は設置されず、監視カメラ等の異常事態の早期発見を目的とした警備システム等も導入されていなかった。

その後、平成28年8月に、大井作業場内で受刑者が所在不明となり、職員が作業場内の捜索を優先するなどしたために警察への通報に約30分間を要するとともに、友愛寮の屋上に隠れていた当該受刑者を確保するまでに約3時間を要した事案が発生した<sup>33</sup>。

その際の反省を踏まえ、大井作業場においては、平成29年3月、受刑者の逃走や所在不明となる事案が発生した際に画像を検証して友愛寮からの離脱の有無を早期に把握するなどの目的で、同寮を囲むように4台の監視カメラを設置した。

### (2) 監視カメラの使用に関する問題点

前記第5の1(1)及び(2)のとおり、大井作業場の職員は、逃走当日午後7時1分頃に逃走を認知し、その約5分後に110番通報するとともに、その後の監視カメラ画像の確認により、逃走受刑者が友愛寮から離脱する状況を把握しており、本件逃走事件における監視カメラの使用状況自体が、その後の対応に特段の支障を生じさせた状況は認められなかった。

しかしながら、本件逃走事件においては、そもそも、逃走受刑者が友愛寮から離脱したと認められる逃走当日午後6時8分頃から、職員が逃走を認知した同日

<sup>32</sup> 現在の友愛寮は、昭和60年9月に完成した。

<sup>33</sup> 当該受刑者は、作業場内の人間関係の悩みから、騒ぎを起こして本所に戻してもらおうなどと考え、友愛寮の屋上に隠れていた。



午後7時1分頃までの間に約1時間を要しており、このことが結果的に逃走受刑者の早期の身柄確保を困難にさせる要因になったものと考えられる。開放的施設における処遇の意義を踏まえつつも、監視カメラの機能強化や職員による把握方法等の対応策を講じることにより、受刑者の逃走を未然に防止するとともに逃走を企図した際には直ちに把握できる監視体制を構築することが必要と考えられる。

## 6 大井作業場の工場における人員掌握方法等に関する問題点

### (1) 職員による巡回の実施状況等

大井作業場において、受刑者は、作業に際し、主として、内業（溶接）と組立（部品製作）の2区域に分かれて工場内で就業している。

この内業や組立の各作業に当たっては、前記第1の2のとおり、それぞれの受刑者が、民間企業従業員による作業班に組み込まれており、各作業班においては、同企業従業員である職長等による指揮監督の下で、受刑者と同企業従業員が共同で作業に従事している。

このように受刑者が作業に従事する間、職員は、3名が30分おきにそれぞれ寮を出発して巡回を開始し、内業、組立の各区域の順に、受刑者の所在や作業状況等を把握しつつ巡回することとされている。

例えば、本件逃走の直近の平日である平成30年4月6日においては、内業の区域には10名の受刑者が、組立の区域には2名の受刑者がそれぞれ就業しており、3名の職員が、前記のように30分おきに巡回を開始する方法で巡回を実施していた。その他、友愛寮内で経理班として3名の受刑者が炊事や清掃等の経理作業に、トレーニングセンターで新入班5名が溶接訓練等にそれぞれ従事しており、経理班担当の職員が30分おきに経理班を巡回し、トレーニングセンターには1名の職員が固定配置されていたほか、3名の職員が同寮内で事務処理を行っていた。

### (2) 現在の巡回方法に関する問題点

大井作業場においては、内業と組立の作業区域が離れている上、同月6日時点では、内業の区域には、受刑者10名が、縦約100メートル、横約300メートルもの範囲に広がって作業している。そのため、現在のように、3名の職員が30分おきに順次巡回を実施するだけでは、受刑者の作業位置等を十分に把握することができず、仮に、受刑者と共に作業に従事している職長等の民間企業従業員から情報提供を受けたとしても、その作業位置等の把握には少なからず時間を要することとなる。このように、現状の巡回方法では、万が一、受刑者の逃走企図や所在不明となる事案が発生した場合にこれらを早期に把握することが困難な状況にある。

したがって、職員において、万が一、受刑者の逃走企図や所在不明となる事案

が発生した場合には可能な限り早期に把握する体制を構築することが必要と考えられる。

## 7 逃走発覚時における関係機関への通報状況，地域住民の方々や報道機関への対応等に関する問題点

### (1) 近隣自治体や関係機関への通報に関する問題点

大井作業場では，本件逃走事件の発覚時，松山刑務所長によりあらかじめ定められた対応マニュアルに基づき，前記第5の2(1)のとおり，110番通報に加えて本所に連絡し，本所において，高松矯正管区に連絡するとともに，メール配信システムにより，愛媛県庁，今治市役所，今治市教育委員会，今治市内の各学校及び松山地方検察庁に一斉連絡を行った。

しかしながら，前記マニュアル上，今治市役所大西支所に対しては，大井作業場において，直接，地域の行政放送を使用した地域住民の方々への周知を依頼することとされていたにもかかわらず，当日の監督者ら同作業場の職員が逃走事件への対応に追われる中で連絡が遅れ，同支所への連絡は，当日の逃走時刻である午後6時8分頃から約2時間経過した午後8時20分頃にまでずれ込んだため，同日午後8時45分頃に至って，地域の行政放送による地域住民への周知が行われることとなった。

受刑者等が逃走した場合に，まず逃走に伴う様々な影響を受けるのは施設近隣の住民の方々であり，迅速かつ確実に近隣住民の方々への周知を図る必要があることは言うまでもない。この点，大井作業場の勤務職員は少数であることを踏まえると，同作業場の職員らが逃走への対応に追われるなどして連絡が遅れる事態を招くことのないよう，通報体制や方法について見直しを図る必要があると考えられる。

### (2) 地域住民の方々への対応に関する問題点

本件逃走事件により，23日間にわたり，地域住民・企業・学校関係者を始め多くの方々には多大な御心配と御迷惑をお掛けする結果となり，取り分け，逃走受刑者が長期間にわたって潜伏していたと考えられる広島県尾道市向島では，子どもたちが毎日大きな不安を感じながら生活しなければならず，また，交通渋滞等により生活全般に大きな御負担や御不便をお掛けすることとなった。

平成30年5月2日に上川法務大臣が同市向島を訪問した際，地域住民の方々からは，子どもたちへの支援を検討してほしい，再発防止に万全を尽くしてほしいなどの御要望を受けた。このような地域住民の方々の御要望を地域において受け付ける法務省としての窓口について，逃走受刑者の逮捕後には，高松矯正管区に設置して地域住民の方々への周知を図ったものの，逃走受刑者が逮捕されるまでの間は，高松矯正管区や本所に明確に窓口を設置することはしておらず，地域住民の方々への周知も図ってはいなかった。

また、本件逃走事件を受けて、地域住民の方々から、そもそも開放的施設でいかなる処遇等を行っているか分からないなどの御意見を頂いており、日頃から地域住民の方々に運営状況をお伝えするとともに御要望や御相談を受け付けるための取組を進める必要がある。

### (3) 報道機関への対応に関する問題点

刑事施設において逃走事件が発生した際には、地域住民の不安や動揺を少しでも抑えるべく、適切かつ正確な内容の情報を適時に提供する必要があるところ、そのためには、情報提供の担い手である報道機関に対し、日頃から刑事施設の運営に関する理解を得る取組を進める必要がある。

特に、開放的施設として指定された刑事施設は、大井作業場を含めて全国で4か所のみであることから、開放的施設の意義や運営の実態に関する国民の理解を得るために積極的に広報する必要性は他の刑事施設と比べても大きいと考えられる。しかしながら、国民の多くが、今回の逃走事件の報道を通じて始めて開放的施設の存在を知ることとなったと思われ、日頃からの広報活動が必ずしも十分でなかったと考えられる。

## 第8 外部有識者の方々からのヒアリング結果

### 1 興進産業株式会社常務取締役岩沖博彦氏からのヒアリング結果

有井作業場の運営に全面的な協力を頂いている興進産業株式会社の岩沖博彦常務取締役に、開放的施設の意義等について話を伺った。同氏が述べた主な意見は以下のとおりである。

開放的施設は、社会のために必要な施設である。

有井作業場のメリットとしては、寮生（受刑者）が共同して作業することを習得できることにある。自分が作業中に不安全な行動をした場合に、他の就業者にどのような影響があるか考えるようになる。

寮生の自主的な活動によって、寮生間で上下関係を作ってはいけない。

### 2 大塚敦子氏（ジャーナリスト）からのヒアリング結果

米国の刑事施設における開放的処遇に関して豊富な取材経験を有する大塚敦子氏に、開放的施設の意義等について話を伺った。同氏が述べた主な意見は以下のとおりである。

受刑者はいずれ社会に戻り、自分で考え、行動することが求められることを考えれば、開放的施設において、日常生活全般にわたって自主性や自律性を涵養する処遇を行う意義は大きい。

開放的な環境で、受刑者が役割分担をして活動することは、責任感と自律性を涵養する上で有意義である。その際は職員が管理ではなく関与の姿勢で適切にサポートすることが重要である。

地域住民と受刑者が関わることにより社会と接点を持つということも、開放的処遇の意義の一つである。そのためには、開放的処遇について地域住民に理解してもらい必要がある。

### 3 東京大学大学院法学政治学研究科教授川出敏裕氏からのヒアリング結果

刑事政策の専門家である東京大学大学院法学政治学研究科の川出敏裕教授に、開放的施設の意義等について話を伺った。同氏が述べた主な意見は以下のとおりである。

開放的施設においては、一般社会に近い環境の中で受刑生活を送ることになるが、その意義は、生活全般にわたって自律的・自主的な判断が求められるという点にあり、これが受刑者の改善更生につながる。

開放的施設といえども刑事施設であるため、逃走リスクを考慮する必要はあり、受刑者の逃走リスクに応じたセキュリティシステムを導入することはやむをえない。

受刑者間における対等な関係での助言・指導、役割分担など、一定程度の自治会活動は、自律性・自主性を養うために意味があると考えられるが、自治会活動が自己目的化してしまうと、かえって自律性・自主性が損なわれてしまう。

### 4 一橋大学副学長沼上幹氏からのヒアリング結果

経営戦略論や経営組織論の専門家である一橋大学の沼上幹副学長に、危機管理上の観点から、本件逃走事件の要因、再発防止策の策定等に当たって留意すべき事項について話を伺った。同氏が述べた主な意見は以下のとおりである。

大きな事故が起きた場合の再発防止策で重要なことは、効果的な2か3の対策を確実に実施することである。数多くの対策を講じた場合、そのための規則が極めて複雑になり全てを遵守することが困難となって、かえって職員の規則遵守の意識が低下することになりかねないことに留意する必要がある。

今回の事件における再発防止策として、法務省が取り組むべき対策は、大井作業場の受刑者の的確な選定と、寮の物的警備ではないか。

受刑者の的確な選定に関しては、心理検査を充実させるなどの対応が考えられる。また、寮の物的警備に関しては、窓から逃げられないような対応が考えられる。

### 5 中央大学名誉教授藤本哲也氏からのヒアリング結果

刑事政策の専門家である中央大学名誉教授藤本哲也氏に、開放的施設の意義等について話を伺った。同氏が述べた主な意見は以下のとおりである。

開放的施設における処遇の意義は、施設内における処遇において自由な社会生活への足慣らしをさせ、社会への橋渡しをすることで、社会生活に必要な自律性や自主性を涵養することにある。

開放的施設においては、受刑者に対し、信頼されているということや逃走する

ことはメリットをもたらさないことを理解させ、処遇を受けるモチベーションを維持させなければならない。

開放的施設においては逃走防止策を講じる必要があるところ、どのような策を講じるかは、施設の開放度や収容対象受刑者の特性等を十分に踏まえて判断する必要があり、逃走した場合には直ちに把握できる監視体制は構築する必要がある。

どの受刑者も特別扱いしないという公平性を担保した上で、個別に役割を与え、自治的な活動をすることは意義があるが、適切に職員が関与する必要がある。

## 第9 各問題点やヒアリング結果等を踏まえた再発防止策

### 1 「大井作業場で就業する受刑者の選定に関する問題点」への対応策

前記第7の2のとおり、大井作業場で就業する受刑者の選定に当たり、より慎重かつ丁寧な審査を行う観点から、収集すべき情報の範囲や就業開始後の逃走のリスクの有無・程度等を見極めるための審査手法に関して、改善の余地があったものと考えられる。

そのため、まず、審査対象となる受刑者について、保護観察歴がある場合は、保護観察中に所在不明となり、あるいは更生保護施設から無断で退所するなどの特異な行動の有無やその内容等を調査するなど<sup>34</sup>、刑事施設に収容される前の行動に関しても、可能な限り幅広く情報を収集して、本所の処遇審査会が行う審査に用いることとする。

また、本所の処遇審査会が行う最終的な審査に当たっては、当該受刑者の資質や心情等を把握して就業開始後の逃走のリスクの有無・程度等を見極めるため、同審査会の構成員のみならず、本所又は近隣少年鑑別所の心理技官による受刑者に対する面接を必ず実施し、その専門的な知見を踏まえた分析結果等の提供を受けた上で、同審査会において、その分析結果等も踏まえた審査を行うこととし、このような取扱いを規程上も具体的に規定することとする。

### 2 「逃走受刑者の行動への対応や心情把握等に関する問題点」への対応策

#### (1) 逃走受刑者の行動への対応に関する問題点への対応策

前記第7の3(1)の問題点を踏まえ、大井作業場で就業する受刑者が、遵守事項に違反した場合には、原則として、直ちに本所に送還することとする。ただし、事案の軽重、本人の反省の態度、今後の改善の見込み等を踏まえ、開放的施設における処遇を続けることが本人の円滑な社会復帰等に資すると判断される例外的な場合には、場長から、松山刑務所長に許可を求めることができることとする。その後、同刑務所長において、同作業場の他の職員の事情聴取や本所の他

<sup>34</sup> 刑事施設の長は、受刑者の資質及び環境の調査のため必要があるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとされている（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第91条）。

の幹部職員の意見聴取を行うなどして送還の要否を検討し、送還を要しないと判断したときには、場長に対し、今後行うべき当該受刑者の心情把握、当該受刑者に対する指導や働き掛けの方法・内容等に関する指示を行った上で、許可を与えるものとし、このような許可を与えたときには、本所への送還を要しないこととする。

なお、上記のような例外的な場合に該当するとして本所への送還を要しないこととできるのは、1回限りとし、2回目の遵守事項違反が認められた場合は、事案の軽重を問わず、本所に送還するものとする。

本所に送還された受刑者については、遵守事項違反の該当性等に関する調査を行うとともに、本所の処遇審査会において、本所又は近隣少年鑑別所の心理技官による面接を実施し、当該受刑者の心情等に関する分析結果等の提供を受けた上で、その分析結果等も踏まえ、再び大井作業場で就業させることの適否を判断するなど、その後の処遇方針を決定することとする。

また、以上の取扱いについては、規程に具体的に規定することとする。

## (2) 受刑者の心情把握の手法、受刑者の心情や指導内容等の情報共有等に関する問題点への対応策

前記第7の3(2)ないし(5)の問題点を踏まえ、以下の対策を講じることとする。

### ア 受刑者の心情把握の手法の在り方

従前も本所又は近隣少年鑑別所の心理技官による面接は実施されていたものの、その頻度や実施要領は明確にされていなかったが、今後は、定期的に、また、受刑者の心情に大きな影響を与える可能性がある事態が生じた場合にはその都度、各受刑者と面接する機会を設けることとし、心理に関する専門知識や経験を生かした心情把握や精神状況の分析を行い、その分析結果や今後行うべき心理的フォロー・働き掛けの時期・方法等に関して、職員に対する助言指導を行うこととする。

### イ 職員面接の在り方

職員面接については、従前は、受刑者ごとに担当する職員を定めていなかったが、今後は、受刑者の内心を深く把握するため、受刑者ごとの担当制を基本とする。ただし、担当以外の職員と面接することも新たな観点からの心情把握につながり、有効と考えられることから、他の職員による面接も適宜実施することとする。また、担当を持たない職員についても、日々の指導や働き掛けの中で、各受刑者の心情把握を強く意識し、必要な情報収集を行うこととする。

### ウ 受刑者の心情や受刑者に対する指導内容等の情報共有の在り方

従前は、受刑者の心情や動静等に関する情報について、全職員が確実に把握できるような体制ではなかったが、今後は、文書による連絡・引継ぎを徹底す

るなどして、組織的な情報共有体制を構築することとする。

また、定期的に、受刑者の心情や動静等に関する研究会を実施し、前記アの心理技官による助言指導内容、前記イの職員面接結果、受刑者に対して行った指導や働き掛け等の内容、それに対する受刑者の反応に加え、受刑者間の人間関係、受刑者による他の受刑者に対する指導時の言動やその際の問題点の有無等も含め、幅広く職員間で情報共有を図り、その後の受刑者に対する指導や働き掛けに生かすこととする。

#### エ その他受刑者の心情の安定の確保等の在り方

従前は、作業が行われない週末や祝日等も大井作業場で就業する受刑者を同作業場で生活させていたが、今後は、週末や祝日等は本所に収容して、一定の行動の自由が認められる単独室<sup>35</sup>で生活させることにより、その期間は、開放的な生活環境については維持しつつ、同作業場とは異なる環境に置いて心理的な負担や緊張の軽減を図ることとする。

また、その際には、本所において、幹部職員等により受刑者の面接を実施するなどして、的確にその心情を把握することとする<sup>36</sup>。

さらに、大井作業場の運営に協力いただいている民間企業との間で、受刑者と共に作業に従事する同企業従業員の方々が、受刑者の言動や態度等に普段と異なる不審な点を認めるなどした場合の職員との連携や情報共有等の在り方に関して、同企業の御負担等にも配慮しつつ、協議を実施することとする。

### 3 「受刑者による自治会活動に関する問題点」への対応策

前記第7の4の問題点を踏まえ、大井作業場においては、現在の形式での自治会制度については廃止することとし、これに代えて、新たに受刑者による係活動を実施することにより、その自発性や自律性の涵養を図ることとする。新たに実施する係活動においては、会長や副会長等の上下関係の意識の形成につながり得る役割を置くことはせずに、対等な関係に立った各種の係を置いた上で、当番制で係に就かせるとともに、その活動に当たっては、職員が積極的に関与して指導監督を行うこととする。また、受刑者間の助言指導については、必ず職員の面前で行わせるものとする。さらに、受刑者間における助言指導は、相手の気持ちになり、相手の考えや行動がより改善されるために行うことを念頭において行わせるように指導し、当然のことながら、叱責や罵倒に当たるような行き過ぎた指導はさせないこととし、仮にそのような指導が行われた場合には、職員が適切に介入して是正させることとする。

<sup>35</sup> 扉に施錠しない居室をいう。受刑者は、廊下に設けられた集会室等に自由に出入りすることができる。

<sup>36</sup> かねてより、有井作業場においては、同作業場で就業する受刑者を週末に広島刑務所尾道刑務支所に送還し、同刑務支所において幹部職員による面接を実施している。

併せて、自分と相手の双方を大切にしながら自己表現を行う能力の向上を図り、新たに実施する係活動の適切な運用に資するため、大井作業場で就業する受刑者に対し、一般改善指導として、専門知識を有する法務教官によるアサーショントレーニング<sup>37</sup>やS S T<sup>38</sup>等を実施することとする。

#### 4 「友愛寮における物的警備に関する問題点」への対応策

前記第7の5(2)の問題点を踏まえ、以下の対策を講じることとする。

##### (1) 逃走防止措置について

開放的施設においては、受刑者に対する強い信頼を前提として、収容対象受刑者の特性を踏まえつつ、一般社会の生活にできる限り近付けた処遇を行うものであることに加え、大井作業場に収容される受刑者の資質等に鑑みると、同寮の窓等、外部への離脱可能箇所に鉄格子等の収容を確保するため通常必要とされる設備を設置することは望ましいとは言い難い。

しかしながら、開放的施設は、地域住民の方々の理解と支えがなければ運営できないのであり、地域住民の方々に御不安を生じさせないためにも、逃走が困難な環境を整備する必要はあり、その目的を達するため、同寮の各階の窓に、人が通り抜けられない幅までしか開くことができない措置を講じた上、ガラスを破損して逃走することができないよう防犯フィルムを取り付けることとする。

##### (2) 逃走発生を直ちに把握できる警備システムについて

以下の内容の警備システムを導入することにより、受刑者が職員の同行なく寮外へ移動した場合には、直ちに把握可能とするとともに、同寮周辺での移動状況を追跡監視し、同寮周辺から離脱した場合にも直ちに把握可能とする。

ア 受刑者の出入口(同寮1階西側及び南側中央)には電子錠及び入退室管理システムを導入するとともに、その開錠権限を職員のみを付し、受刑者の寮外への移動については、職員の同行を必須とする。

イ 同寮外壁を第一次警戒ラインとし、同壁に赤外線センサーを導入し、前記アの出入口以外の窓や屋上から寮外への離脱があった場合には第1次警報を発報する。

ウ 第二次警戒エリアとして、友愛寮周辺にセンサー付カメラを配置し、同センサーの動体検知機能を活用することにより、前記アの手続を経ることなく寮側から同エリアに侵入した場合には第二次警報を発報する。また、同エリア外周部からその外部に離脱した場合には最終警報を発報する。

エ 勤務職員に端末機を携帯させ、各発報を即時に認知可能とし、前記ウの発報

<sup>37</sup> 自分の気持ちや考えを、相手の気持ちに配慮しながら、その場面にふさわしい方法で相手に伝えられるようコミュニケーション能力を培うことを目的としたトレーニングをいう。

<sup>38</sup> 他者との会話や就職の面接など、具体的な場面を想定してロールプレイ(役割演技)をすることを通して、一般的な社会常識や社会的なスキルを学ばせ、行動のレパトリーを増やすことにより、状況に応じた適切な対応を取れるようにするための手法をいう。



の際にはカメラ画像も同端末機に配信することにより、直ちに確認するとともに追跡等の対応を可能とする。また、友愛寮内の事務室には職員を常駐させ、各発報を即時に認知可能とするとともに、最終警報が発報された場合及びそれ以外でも必要と判断された場合には、直ちに110番通報し、短時間で警察官が臨場できるようにする。

5 「大井作業場の工場における人員掌握方法等に関する問題点」への対応策

前記第7の6(2)の問題点を踏まえ、作業場就業受刑者の人員掌握方法について、現在の巡回方法では、受刑者の作業位置等を十分に把握することができず、受刑者の逃走企図や所在不明となる事案が発生した場合、早期に把握することが困難であることから、巡回方法を変更して、内業と組立の各作業区域には職員を固定配置とすることとし、その職員数についても、内業や組立に従事する受刑者数及び作業範囲に応じ、受刑者が職員の視線内に入るよう職員配置箇所を見直し、逃走等を企図した場合には早期に職員が把握できる監視体制を構築する。

併せて、今後、大井作業場の運営に協力いただいている民間企業との間で、受刑者と共に作業に従事する同企業従業員の方々が、受刑者の所在や移動状況等に関して不審な点を認めるなどした場合の職員との連携や情報共有等の在り方に関して、同企業の御負担等にも配慮しつつ、協議を実施することとする。

6 「逃走発覚時における関係機関への通報状況、地域住民の方々や報道への対応等に関する問題点」への対応策

前記第7の7の問題点を踏まえ、逃走発覚時における地域住民への迅速かつ確実な周知を図るため、大井作業場の職員による連絡が遅れた今治市役所大西支所を含め、近隣自治体や関係機関に対する通報については、本所において一元的に行うよう、所要の規程の改正を行う。

刑事施設においては、日頃から、地域住民の方々からの御要望や御相談を受け付ける窓口を設置して、地域との連絡体制を構築・維持し、万が一逃走事件が発生した場合には、地域住民の方々の御不安や御心配を少しでも和らげるため、速やかに御要望や御相談を受け付ける窓口を改めて周知して、御要望の内容等に応じて適切に対応するとともに、自治体や関係機関に情報提供を行うなどの取組を進める。また、本件逃走事件のように、逃走が発生した刑事施設の所在地以外の自治体に逃走受刑者が潜伏している可能性がある場合には、当該自治体に対して、窓口の存在を地域住民に周知してもらうよう依頼する。さらに、本件逃走事件を踏まえ、想定される地域住民からの要望や相談に適時適切に対応できるよう、自治体や関係機関との連携を強化する。

報道機関に対する大井作業場の理解を深める方策として、報道機関に対する施設公開や懇談会等の機会を積極的に設ける。施設公開については、大井作業場が民間企業の敷地内にあることから、工場の稼働状況や同企業従業員のプライバシー等に

十分配慮した上で、開放的処遇の特徴や意義に関する理解を深めることができるよう、高松矯正管区及び本所の協力を得て、創意工夫を凝らした施設公開を実施する。

## 7 地域住民の方々から頂いた御要望への対応

広島県尾道市向島の子どもたちの支援のため、心理技官を派遣できる準備を整えており、子どもたちに心理面でのサポートが必要になった場合には、広島県や尾道市と連携し、直ちに支援を行うこととしている。

また、近隣自治体と定期的に協議会を開催し、運営状況の報告、意見交換等を行うとともに、施設近隣に限定せず、広く地域住民の方々の要望に応じて、直接運営状況の報告、意見交換等を行う。

空き家対策については、空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）等に基づき、政府として対策を進めているところであり、法務省としても、今般寄せられた地域住民の声を関係省庁に伝えるとともに、空き家対策の推進に協力していく。

## 第10 大井作業場における処遇の再開について

前記第1の1のとおり、開放的施設における処遇は、一般社会にできるだけ近い生活を送らせることで社会への適応能力を育成することに意義があり、閉鎖的施設における処遇では、受刑者の自発性及び自律性の制約の程度が大きくならざるを得ず、この目的を達成する上で限界があることから、受刑者の自発性・自律性を涵養し、社会適応性を向上させ、その改善更生及び円滑な社会復帰を目指す上で、開放的施設の果たす役割は大きいといえる。

この点、前記第8のとおり、複数の外部有識者から、開放的施設の意義は、一般社会に近い環境の中で受刑生活を送らせることにより、あるいは、施設内処遇から社会への橋渡しをすることにより、社会生活に必要な自律性や自主性が涵養されるという点にあり、これが受刑者の改善更生につながる旨の意見が述べられた。

また、平成30年5月1日に上川法務大臣が現地を視察した際に、大井作業場近隣の地域住民の方からは、再発防止策を徹底した上で、同作業場の存続を望む声を受けたほか、同作業場の運営に協力いただいている民間企業の役員等の方々から、同作業場の運営に対する協力については社会貢献として捉えており今後も継続したいと考えている、再発防止策を講じた上で早期に同作業場の運営を再開してほしいなどの御意見を頂いた。

以上のとおり、開放的施設における処遇には、閉鎖的施設における処遇では得られない処遇上の意義が認められると考えられる。ただし、前記第6の2のとおり、物的警備が乏しい開放的施設においては、一般社会にできるだけ近い環境下で処遇を行う点に意義を有すると同時に、逃走防止の観点からは一定の保安・警備上の措置を講じる必要性も認められるのであり、いずれか一方のみに偏ることなく、両者

のバランスを適切に保つことに配慮した施設運営の在り方を追求する必要がある。

この点、前記第7のとおり、今回の調査の結果、大井作業場において就業する受刑者の選定、同作業場における受刑者処遇及び保安・警備面の措置に関し、様々な問題点が認められたところであるが、前記第9のとおり、各問題点につき、同作業場における受刑者処遇のみならず、保安・警備上の措置も含め、十分な対応策を講じることにより、同作業場における開放的処遇を存続させることとしたい。

なお、逃走受刑者以外の受刑者については、本件逃走翌日の平成30年4月9日に本所に移送し、現在、同所において作業を実施させているところである。しかしながら、これらの受刑者について、いわゆる「塀の中」での作業を継続したままにすることにより、本人たちの社会復帰に向けた改善更生の意欲が低下してしまうことが懸念されることから、可能な限り早期に、大井作業場における処遇を再開することとしたい。

具体的には、当面は本所（又は今治拘置支所）を収容場所とし、平日は毎日、そこから大井作業場へ護送し、作業場においては、前記第9の5の巡回方法及び職員配置の見直しの措置を講じた上で、就業を再開させることとしたい。

その後、前記第9の4の逃走防止措置及び警備システムが整った段階で、友愛寮の使用を再開し、本報告書で言及した対策を講じた開放的施設としての運用に復させることとしたい。

## 第11 その他の開放的施設における処遇や保安警備等に関する今後の在り方

### 1 各開放的施設の特色等を踏まえた検討の必要性

各開放的施設において、逃走事件を防止する上での共通の課題としては、受刑者の心情把握の徹底、保安・警備システム等の物的警備をどの範囲で確保するか、寮生活をさせる上での自治会制度をどこまで取り入れるかという点が挙げられる。

他方で、前記第1のとおり、各開放的施設は、その沿革や収容されている受刑者の性質等に応じ、施設の開放度の程度、収容規模、処遇内容等も様々であり、これらの相違点を考慮することなく、全ての施設に対して同一の方策を講じることが適切であるとは考え難い。したがって、前記の各課題に対する対応の在り方については、B指標受刑者を対象とした二見ヶ岡農場、交通事犯者を収容している市原刑務所、民間企業の寮を借りて実施している大井作業場及び有井作業場の類型ごとに、その収容対象や収容規模、保安・警備システムの設置状況等を踏まえて、適切な対応を検討する必要がある。

これらの点に基づいて、各開放的施設の現状を踏まえた今後の在り方について検討した結果は、後記2ないし4のとおりであるが、今後、それぞれの検討結果に基づき、前記第9に掲げた大井作業場における再発防止策を参考としつつ、各開放的

施設において、今後の対応策に応じた規程を整備するなど、必要な措置を講じるべきものと考えられる。

## 2 二見ヶ岡農場

### (1) 処遇や保安警備等に関する現状

受刑者が日中作業を行う農場は、外塀が設置されておらず、監視カメラなども設置されていないが、職員による監視に加えて、B指標受刑者を収容していることもあり、作業内容等を踏まえ、必要に応じて受刑者にGPSの端末を装着させている。また、居室区域については、非常通報装置が設置されているほか、窓には鉄格子が取り付けられており、居室棟出入口扉は施錠するなど、閉鎖的な環境としている。

受刑者の自治会活動については、毎月末に月末集会を開催し、寮長が司会進行役を務め、寮生間で寮内生活向上のための意見交換をさせているが、職員2名が立会している。

### (2) 現状を踏まえた今後の在り方

二見ヶ岡農場は、B指標受刑者を収容していることから、日中は、職員及びGPSによる監視があり、夜間は、閉鎖的な寮で生活するなど、他の3施設に比べ、開放の度合いが低い環境にある。

また、受刑者の自治会制度が設けられ、寮長が置かれているものの、寮集会には職員2名が立ち会うなど、寮長とそれ以外の受刑者との間で上下関係の意識が形成されないよう職員が関与している。

今後については、GPSを始めとした物的警備を適切に運用しつつも、受刑者の心情把握の徹底が逃走防止において重要であることを再認識し、勤務職員の逃走事件に対する危機意識を高く保つとともに、引き続き、受刑者の心情把握の徹底を図ることが重要である。また、自治会制度については、受刑者間に上下関係の意識が生じることのないよう、引き続き、職員が適切に関与していくことが重要である。

## 3 市原刑務所

### (1) 処遇や保安警備等に関する現状

近年、収容人員は減少傾向にあるものの、150名を超えており（閉鎖区画を含む）、開放的施設の中では、突出して人員が多い。市原刑務所においては、受刑者は、収容直後から開放的な環境下に置かれるのではなく、閉鎖寮、準開放寮、開放寮、希望寮（釈放前の受刑者を収容する寮）と段階的に開放度の高い寮に移動させている。

施設の外周に外塀はなく、フェンスが設置されているが、一般の刑事施設と同様に総合警備システムが導入されており、施設の外周や寮内の各所には監視カメラが設置され、監視室のモニターを職員が常時監視している。

受刑者の自治会活動については、4つの委員会を設置し、職員からの連絡事項の伝達や寮内の環境整備等の自治的な活動を行わせているが、委員会の活動内容は規程で細かく規定され、受刑者がその意思でルールを定めることはできない。

#### (2) 現状を踏まえた今後の在り方

市原刑務所は、開放度の異なる寮を有していることから、受刑者の動静に応じて、寮を移動させることが可能であり、また、受刑者が反則行為をじゃっ起するなど問題行動を起こした場合には、速やかに閉鎖区画に収容することも可能であるほか、総合警備システムが導入されているなど、監視のための物的設備が整っているといえる。

また、受刑者の自治会制度は設けられているものの、委員会の活動内容を細かく定めるなど、委員とそれ以外の受刑者との間で上下関係の意識が形成されない工夫を凝らしている。

今後については、監視カメラを始めとした物的警備を適切に運用しつつも、受刑者の心情把握の徹底が逃走防止において重要であることを再認識し、勤務職員の逃走事件に対する危機意識を高く保つとともに、引き続き、受刑者の心情把握の徹底を図ることが重要である。また、自治会制度については、受刑者間に上下関係の意識が生じることのないよう、引き続き、職員が適切に関与していくことが重要である。

### 4 有井作業場

#### (1) 処遇や保安警備等に関する現状

有井作業場は、民間企業の全面的な協力を得て、開設・運営されており、日中は、民間企業従業員とともに作業に従事していること、夜間は、民間企業が建設、提供する寮で受刑者が生活していること、寮内では一定の範囲で移動・行動の自由が認められていることなど、大井作業場と共通する点が多い。

他方、有井作業場の近年の就業人員は、10名以下程度であり、寮の建物も現在は1階しか使用しておらず、職員が受刑者の細かな動静や心情の変化まで把握しやすい状況である。また、民間企業の役員が50年の長きにわたり、受刑者への助言を行い、また、従業員による受刑者への作業指導についても熱心に行われており、受刑者の些細な動静の変化についても職員への伝達が行われるなど、受刑者の心情把握がきめ細かく行われている。

寮における保安・警備システム等の物的警備は設置されておらず、寮生活上の清掃等の役割分担はあるものの、集会を開くなどの自治会制度も設けられていない。

#### (2) 現状を踏まえた今後の在り方

有井作業場においては、昭和43年の開設以来、逃走事件は1件も発生しておらず、就業人員も近年10名以下程度であり、職員が管理しやすい状況にあるこ

と、民間企業の従業員と職員が連携し、受刑者の心情把握が徹底されていることなどを踏まえれば、直ちに大井作業場と同様の警備システムを導入する必要性は認められないものの、勤務職員の逃走事件に対する危機意識を高く保つとともに受刑者の心情把握の徹底を図りつつ、どの程度の警備システムを導入することが適切か今後更に検討する必要がある。

## 第12 各再発防止策等の実施状況のフォローアップ及び本検討結果報告の活用等

### 1 各再発防止策等の実施状況のフォローアップ等

前記第9に掲げた大井作業場における再発防止策や前記第11に掲げたその他の開放的施設の在り方については、それぞれの本所となる各刑事施設において、定期的に、その実施状況や検討状況等を管轄の各矯正管区や法務省矯正局に報告し、各矯正管区や法務省矯正局において、報告内容を確認・検証した上で、必要な助言指導を行うこととする。

### 2 本検討結果報告の活用等

本検討結果報告の趣旨や内容等については、大井作業場やその他の開放的施設の職員はもとより、全国の矯正職員に対する研修等に活用して、その周知・徹底を図ることとする。

次に、本検討結果報告は、大井作業場その他の開放的施設における受刑者処遇や保安・警備上の措置に関する事項を調査対象として取りまとめたものであるので、施設の開放度や収容対象となる受刑者の資質・特性等を異にする全国の一般の閉鎖的施設において、その趣旨や内容がそのまま妥当するものではない。しかしながら、逃走を未然に防止するとともに逃走が発生した場合に直ちにこれを把握する巡回方法の構築や保安・警備上の措置の必要性、逃走発生後の的確な初動対応の重要性等はもちろんのこと、例えば、個々の受刑者の動静や心情等に関する情報の収集・分析・職員間の共有の各段階における実効性の確保、地域住民の方々の理解や支えを得るための日頃からの取組の重要性等については、一般の閉鎖的施設においても共通の問題意識を持って取り組むべき事柄であると考えられる。

したがって、全国の閉鎖的施設においても、本検討結果報告を参考として、受刑者処遇、保安・警備上の措置、地域と関わり合う取組等の施設運営の全般にわたって、改めて現状を点検した上で、不断の見直しを行うことが必要であると考えられる。

終わりに

平成30年6月12日及び同月13日、法務省矯正局長らにおいて、愛媛県庁、同県今治市、広島県庁、同県尾道市等を訪れた上で、地域の自治体や住民の方々に対し、本検討結果報告に掲げた問題点や今後講じる再発防止策の内容等について説明した。その際に、自治体や住民の方々からは、

大井作業場に収容する受刑者については、心理技官の専門的知識を生かした面接やカウンセリングを行うことにより、適切に選定してほしい

受刑者に対して、寮の窓を全開できなくする措置や赤外線センサーを使った措置を講じていることを認識させることは、逃走防止につながると思う

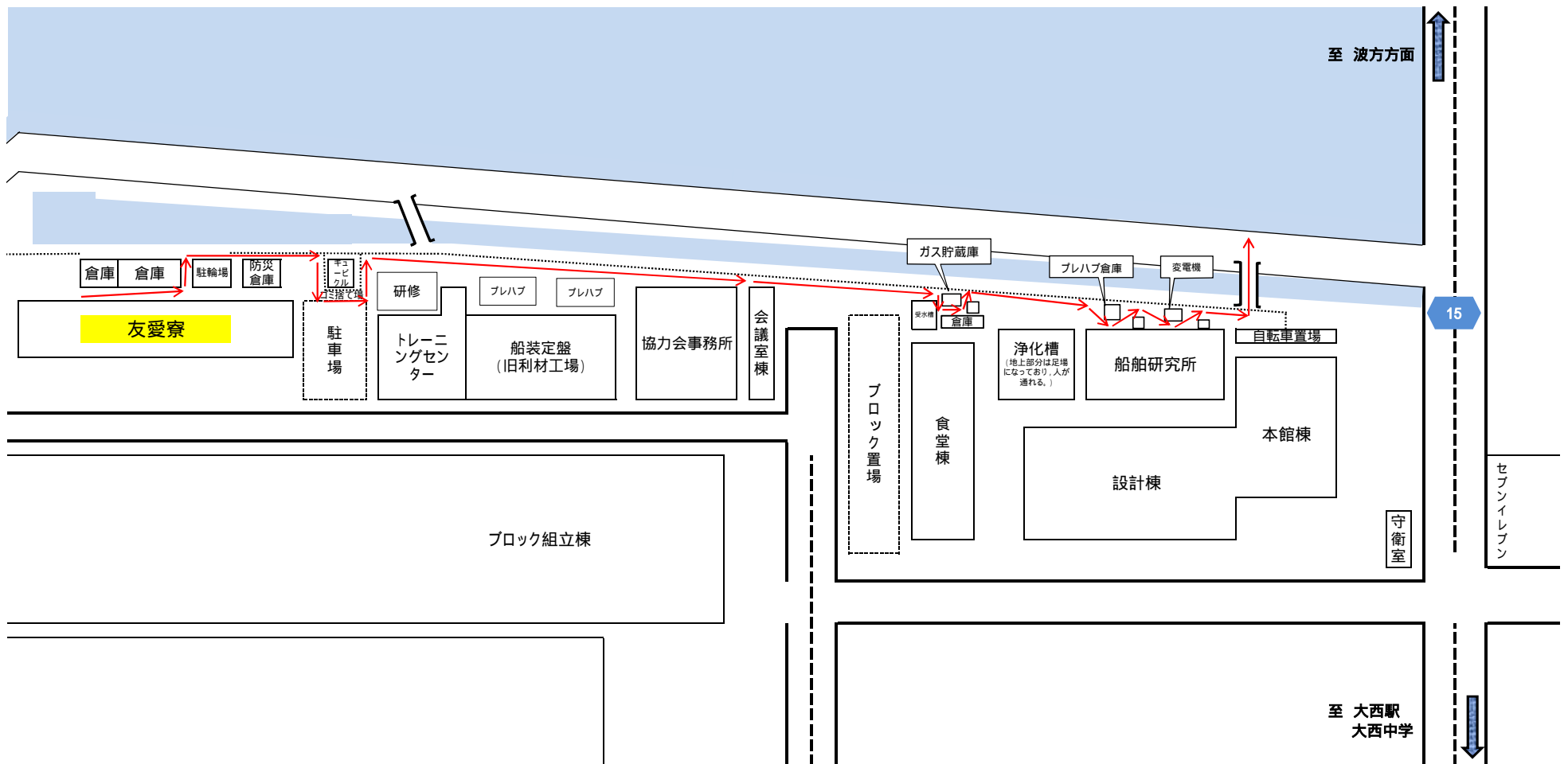
愛媛県今治市大西地区の住民への通報が遅れたことが一番の問題だったと思うので、地元には最優先に通報されるようにしてもらいたい

開放的施設は地元の理解があって成り立つものであり、これからも、地元住民への広報に努めてもらいたい

受刑者の再犯防止のためにも、万全の対策を講じた上で、大井作業場での処遇を継続してもらいたい

などの御意見や御要望を頂いた。

貴重な御意見や御要望を頂いた皆様には、改めて感謝申し上げます。法務省としては、これらの地域の自治体や住民の方々の御意見や御要望を深く受け止めた上で、開放的施設だけではなく、刑事施設全般における今後の取組に十分に生かすとともに、今後とも、地域の自治体や住民の方々への御説明や意見交換等を通じて、透明性のある刑事施設の運営に努めてまいります。



別添 逃走経路図